

●香川県告示第26号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年1月26日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1)申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

大阪府吹田市山田丘3番地1

財団法人阪大微生物病研究会 理事長 東 雍

(2)事業場の所在地及び名称

観音寺市八幡町2丁目9番41号

財団法人阪大微生物病研究会観音寺研究所

(3)特定施設に関する事項

種	類	医薬品製造業の用に供する分離施設	
能	力	1.0 L×6本/回、7,000 rpm	
工 期 等	工事着手予定年月日	平成19年3月1日	
	工事完成予定年月日	平成19年4月1日	
	使用開始予定年月日	平成19年4月1日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		10分/回、6回/日、週1日使用	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6.0~8.0	6.0~8.0
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	500	2,000
	化学的酸素要求量 (mg/l)	1,200	1,800
	浮遊物質 (mg/l)	30	40
	窒素含有量 (mg/l)	30	30
	りん含有量 (mg/l)	320	320
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)		0.3	1.0

また、一部既設特定施設（医薬品製造業の用に供するろ過施設1基）を移設する。

(4)汚水等の処理施設に関する事項

変更無し。

(5)排出水の汚染状態及び量

変更無し。

(備考) 今回の申請は、特定施設の設置及び一部既設特定施設の移設をするものである。なお、一部既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に変更はない。

## 2 縦覧の期間及び場所

### (1)期間

平成19年1月26日から同年2月16日まで

### (2)場所

香川県環境森林部環境管理課

観音寺市市民部生活環境課